

指定特定相談支援事業所

《相談室ぴーすけあ》

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	相談室ぴーすけあ
所在地	横須賀市根岸町3-14-25 グレイス5 101・102号
電話番号	046-876-5232
管理者氏名	武藤 里奈
サービスの種類	計画相談支援
事業者指定番号	1431902566
事業開始年月日	令和2年9月1日
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者・障害児
サービス提供地域	横須賀市、横浜市金沢区、横浜市磯子区、横浜市港南区、横浜市南区
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定計画相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障害福祉サービスを利用する障害者又は地域相談支援を利用する障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とする。
運営方針	1 利用者又は障害者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。 2 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 4 事業の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。 5 事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。 6 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。 7 事業の実施にあたっては、前6項の他、関係法令等を遵守する。

2 勤務体制

職種	従事するサービスの種類や業務	人員
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。	1 名
相談支援専門員	基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。	2 名
事務員	事業所運営に必要な事務を行う。	1 名

3 営業時間及びサービス提供時間

営業日・サービス提供日	営業時間・サービス提供時間	備考
月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時	午後 0 時～午後 1 時を除く

＊年間の休日；土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、地域移行支援にあたる介護給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただきます。なお、事業所の自動車を使用した場合は、事業所の実施地域を越えて、片道 1 km ごとに 15 円をお支払いいただきます。

5 第三者評価の実施状況

第三者評価 未実施

6 緊急時等における対応方法

営業時間以外は、転送電話により必要に応じて 24 時間連絡の取れる体制を取っています。

7 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 武藤 里奈
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

8 感染症対策のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9 業務継続計画の策定のための措置

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10 秘密の保持

従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

11 従業員の研修

従業員の資質向上のため研修（利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年3回

12 相談窓口、苦情対応

(1) 事業所の相談窓口

相談、苦情受付	武藤 里奈	対応時間	午前9時～午後5時
電話番号	046-876-5232	FAX番号	046-876-5242

苦情解決責任者	武藤 里奈	対応時間	午前9時～午後5時
電話番号	046-876-5232	FAX番号	046-876-5242

(2) 行政機関での受付

名 称	所在地	電話番号
横須賀市福祉部障害福祉課	横須賀市小川町 1 1	046-822-4000 (代表)
神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	横浜市神奈川区反町 3 丁 目 17-2 神奈川県社会福祉 センター内	045-311-8861

6 法人の概要

名称・法人種別	株式会社ピーすけあ
代表者名	代表取締役 武藤 優子
法人所在地	神奈川県横須賀市根岸町三丁目 14 番 25 グレイス 5-101
電話	0 4 6 - 8 7 4 - 5 2 3 7
F A X	0 4 6 - 8 7 4 - 5 2 3 8

説明 確 認 書

令和 年 月 日

計画相談支援サービスの利用開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を致しました。

(事業者)

住所 横須賀市根岸町三丁目 14 番 25 グレイス 5-101
 名称 株式会社ピーすけあ

事業所 相談室ぴーすけあ
横須賀市根岸町3-14-25 グレイス5 101・102号
指定特定相談支援事業所 横須賀市指定 1431902566

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から計画相談支援サービスについての重要事項の説明を受け内容に同意し、交付を受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名

印

(利用者の後見人等)

住 所 _____

氏 名

印